特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六―八八）の一部を次のように改正する。

第四条中「（六―四〇）」を「（規則六―四〇）」に改める。

別表中「南部総合県民局県土整備部平谷詰所
西部総合県民局県土整備部木屋平詰所
那賀警察署那賀町坂州駐在所
那賀警察署那賀町平谷駐在所
那賀警察署那賀町出原駐在所」を「西部総合県民局県土整備部木屋平詰所
阿南警察署那賀町坂州駐在所
阿南警察署那賀町平谷駐在所
阿南警察署那賀町出原駐在所」に、「那賀警察署那賀町相生駐在所
美馬警察署穴吹町宮内駐在所」を「阿南警察署那賀町相生駐在所」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。